



Title	萩藩村方支配における政策の展開と城下町町人の役割 ： 藩権力と郡問屋の関係を中心に
Author(s)	加藤, 宏文
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2004, 38, p. 25-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48087
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

萩藩村方支配における

政策の展開と城下町町人の役割

——藩権力と郡問屋の關係を中心に——

加 藤 宏 文

はじめに

近世の村支配においては、支配する側の領主にも、支配される側の百姓にも属さない、支配における当事者とは
いえないはずの都市町人が領主支配の実務を請け負い、支配に深く関与していた。本稿は、萩藩を対象地域として、
「郡問屋」という城下町萩の町人でありながら藩領の村支配において支配の実務を請け負う存在について、村支配
における機能と役割を藩政のなかに位置づけて明らかにすることを目的とする。

領主と百姓の間で中間機構として支配の実務を請け負う都市町人では、畿内近国の地域支配において国役を請け
負ったり、町奉行所による広域支配や領主支配の実務を請け負ったりした大坂の用聞・用達が有名である。⁽¹⁾ほかに、

25 畿内以外の地域においても、幕領の代官所・陣屋元居住の郷宿が村支配における実務を担っていたことが報告され

ているが、現在に至るまで畿内の用聞・用達についての成果が主要なものであるといえるだろう。⁽²⁾

かつて筆者は、西国においてまとまった領域を支配し領国の形態をとる萩藩を対象地域として、藩領村支配において藩権力の末端として支配の実務を請け負い、かつ支配に応じた村の百姓の負担・責務を請け負う城下町町人「郡問屋」を発見し、その概要についてまとめ、すでに畿内近国の研究で明らかにされていた用聞・用達に近似する存在として位置づけたことがある。⁽³⁾しかしこの前稿は、村支配の実務を請け負う町人についての研究成果が少ないなかで、畿内以外のしかも藩領国の地域におけるそれを論じたという意義はあるものの、畿内と萩藩領とでの対比において明確に意識すべき課題を見いだせておらず、近世の支配としての共通点と、地域差や支配機構の違いに由来する相違点を指摘するのみにとどまり、事例研究の域を出ていないというきらいがある。

以上、先行する研究として畿内近国支配における大坂の用聞・用達を中心とする研究と、萩藩領支配における「郡問屋」を対象とした筆者の前稿とを振り返った。前稿の問題点についてはすでにみた。では支配の実務を請け負う都市町人の実態解明という目的からみた場合の用聞・用達研究の問題点とは何か。まずもって先行研究の特徴としていえるのは、機能論中心であるということである。支配における用聞・用達の機能を明らかにしたうえで、近世の支配の特質を論じるというのが先行研究の方法である。しかし、すでに指摘のあるところであるが用聞・用達の都市における存在形態が十分にはわかっていないなどの問題点があり、実は解明すべき課題が多く残されている。⁽⁴⁾

このことは、実は先行研究において立論するにあたって依拠している史料のほとんどが、村に残された史料であることに由来している。依拠する史料という点からいえば先行研究は、村の史料を用いて支配の実務を請け負うことを用聞・用達といった大坂の町人が行っていることを明らかにし、大坂の武鑑のような、諸大名・諸役人について

の情報が記されている役用便覧で大坂市中にそのような町人が広く存在することを確認するという方法をとっている。そこでは、村の史料から用聞・用達の機能と役割のみならず請負料や給銀について明らかにし、それらを巡る矛盾が存在したという、用聞・用達と村・百姓との関係を看取することができる。他方、町奉行所や領主と用聞・用達との関係についてはどうであろうか。たしかに機能の検討から支配役所へ用聞・用達が入りしていることはわかる。しかし、領主側の史料や用聞・用達を含む町人・町方の史料による位置づけはなされておらず、直接に関係を明らかにすることはできてはいないのではないか。これは、畿内近国地域においては町奉行所や領主、町方の史料が、残存しないなどの理由でかならずしも利用可能とは限らない状況のもと、彼らについて明らかにすることが必ずしも容易ではないという史料的制約によるものである。今後新史料群の発見等による飛躍的な状況の改善か方法の開発が無い限り、用聞・用達の実態解明の進展は難しいのではないだろうか。

いっぽう、筆者が本稿で前稿にひきつづき対象地域とする萩藩は、町方の史料は十分に利用できる状況になく制約が大きい。萩藩史料が山口県に引き継がれて豊富に残り現在容易に利用できる状況にある。萩藩の「郡問屋」を、支配の実務を請け負う都市町人として分析対象にするならば、藩権力との関係をその史料的メリットをいかして解明することが可能である。

以上の先行研究と利用可能な史料の検討により、本稿においては、萩藩の「郡問屋」について、萩藩藩政史料を主に用いて、領内村支配諸政策における機能・役割を明らかにしつつ、領主権力との関係のあり方に焦点をあてる、という手法で論じていくことにする。ここでは同時に、「郡問屋」の位置づけという視角に限られるという意味において不十分であるものの、藩政史の展開について論じることになる。

なお、これまで萩藩の研究において筆者の前稿以外に「郡問屋」を正面から取り上げたものはない。山口県地域の歴史用語事典に簡単な記載があるほかは、わずかに萩藩領郡村費（宰判ごとの入用と村入用に相当）の研究のなかで触れられているにすぎない⁽⁵⁾。また、筆者の前稿と本稿とで取り上げる事実が一部重複するが、前稿と本稿とでは目的と分析視角が異なるため、分析の省略等は行っていない。むろん、論点も異なる。

本論に入る前に、萩藩の地方制度について、その概略を確認しておこう。萩藩の村落支配においては、郡奉行のもと藩領は、十八の宰判（概ね一郡を二つの宰判に区切って支配の枠組みとした、時期によって若干の変動がある）に区分され、その宰判ごとに代官と大庄屋が置かれて各宰判の勤場で支配にあたっていた。そして宰判は村々で構成されており、各村には庄屋が置かれていた。さらに各村は組に分かれて組ごとに畔頭が置かれていた。

「郡問屋」は、萩藩天明民政改革（後述）期を除いて、宰判ごとに1人置かれていた（地方との関係は宰判・大庄屋レベルのものが主と思われるが、村・庄屋レベルでの関係も見出すことが出来る⁽⁷⁾）。萩藩領内の村支配において後述する諸機能のほか、藩権力の支配・城下町と村・百姓とをつなぐ様々な役割を担当宰判について一手に引き受けていた。村方からは「萩問屋」と呼ばれることもある。藩側の史料では担当宰判の名を冠して呼ばれる。

一 御用物上納と郡問屋の「請料」

以下、萩藩の藩政史料を用いて、萩藩の村方支配の諸政策にあらわれた郡問屋の機能・役割について明らかにし、その政策上の位置づけから藩権力と郡問屋との関係について論じていこう。

ここでとりあげるのは、郡問屋の「請料」という機能である。請料とは、「諸郡より御木屋方・濃物方・御馬屋方

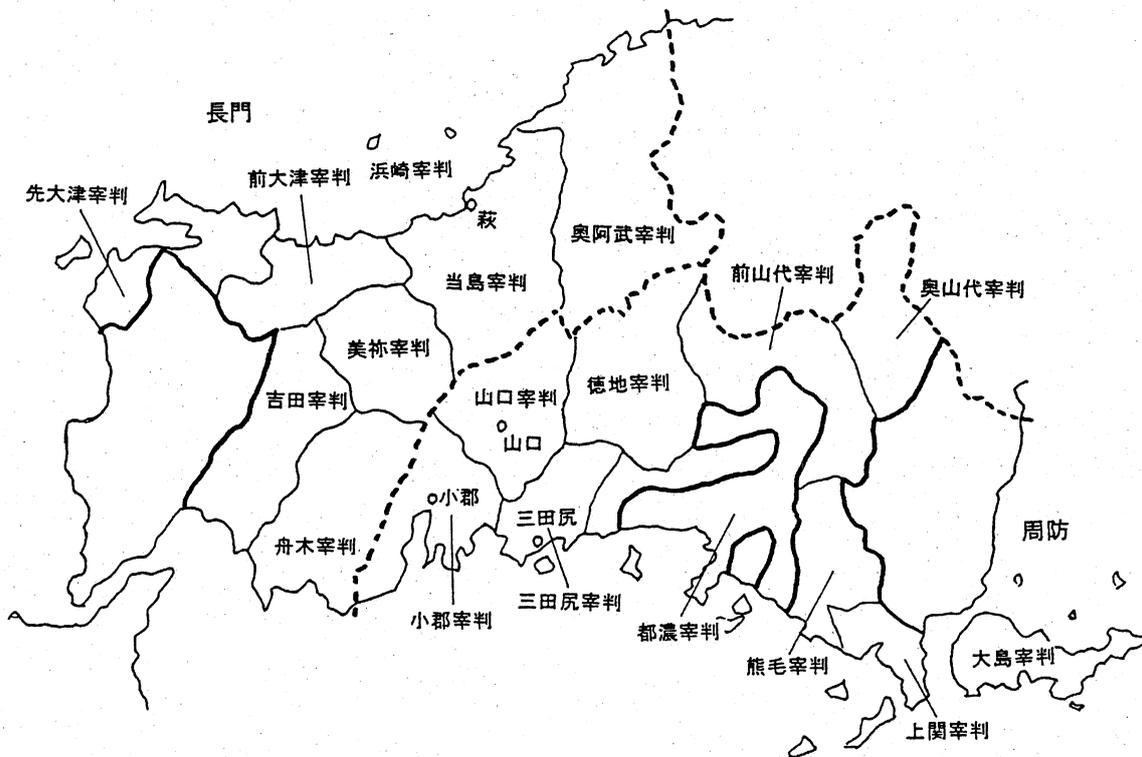


図1 萩藩領の概観 凡例；--- 国境 — 支藩領との境

渡辺尚志編『幕末維新时期萩藩村落社会の変動』岩田書院、2002年 19頁より引用

等江上納仕候品々、現物遠才判より差出候時は足役旁地下殊之外迷惑仕候故、問屋江買立ニ被任せ上納相成趣ニ御座候⁽⁸⁾とあるように、宰判以下諸村から藩庁諸役所へ現物で上納するところの物品を、遠方の宰判などでは運送などで不都合があるので、郡「問屋」に現物を買付けさせ上納させる、というものである

申上候事

(蕨繩、勝藁、蕙、藁繩、茅、藁、豆ノ葉といった請料となっている物品の書き上げ、略)

右、吉田御才判前書の物数、例年萩御厩方并三田尻御船手御作事方江納米候御用物、遠郡之儀ニ付現物持運ひ仕候様ニ御座候而ハ地下迷惑仕儀ニ付、直段旁全儀之上、前々大豆葉之儀ハ萩問屋高橋孫三、其外三田尻納物之儀ハ宮市問屋藤田四郎右衛門と申者江相頼、彼之者共受料ニ納米申候、然處ニ受料ニ而ハ地下不勝手之筋も可有之ニ付、此度相改入札任せ、少しニても直段下直之方江請相候様ニと被仰渡奉得其意、早速御庄屋中江其沙汰仕讃談仕見申候処ニ、入札ニ被仰付候時は遠方ハ入札も不仕、いやなから三田尻并萩近邊之者ならてハ入札も仕間敷、然時は直段も余り下直ニも御座有間敷様奉存候ニ付、只今迄通りニ右兩人江請料ニ被仰付可然奉存候、尤直段之儀ハ随分於地下全儀仕、猶又隣郡をも乞合、少しても下直ニ当り候様可仕段、御庄屋中申出候間、只今迄之分ニ被仰付被遣候様ニと奉存候、然上ハ直段之詮儀仕、相極候處追而可申上候間、此辻を以被遊御沙汰可被遣候、已上

元文四年

大庄屋

未十一月三日

西田新左衛門

(吉田下代) 都野正兵衛殿

(中略、下代・代官より郡奉行宛奥書)

右前書の趣被聞召届候条、可有其御沙汰候、已上

未十二月八日

(吉田代官) 志賀平馬殿⁽⁹⁾

(郡奉行) 長沼九郎右衛門

この内容は、宰判から萩・三田尻所在の藩役所への御用物上納についてのものである。ここから、藩諸役所の御用物の吉田宰判よりの上納が、萩については萩問屋高橋孫三による「請料」、三田尻については宮市問屋藤田四郎右衛門による「請料」といった具合に、吉田宰判より委任された都市在住の「問屋」(すなわち郡問屋)による「請料」となっていたことがわかる。ここでは御用物の上納について藩側は、郡問屋による「請料」というありかたでは村々の側に不都合があるだろうからそれを止め、かわりに「入札」を行なわせ、少しでも安価で上納を執り行うという者に請け負わせよ、とした。それに対し、大庄屋西田新左衛門が、入札では遠方からの入札の実行はなく、三田尻・萩近辺の者でないと入札にしないであろう。たとえ入札としたとしてもあまり安価とはならないであろう、と答え、さらにそれゆえこれまで通り「兩人」、すなわち郡「問屋」による「請料」を望む、もっとも請負値段については「隣郡をも乞合」などして可能な限り安価にする、と回答した。ここではつまり、藩側が、「郡問屋」という特定の町人をあらかじめ御用物上納の請負業者として設定しておくのではなく、「入札」を経た上でその都度請負業者を決定して上納を行う、というシステムを提案したにも関わらず、大庄屋と庄屋中は「郡問屋」による「請料」を否定することなくむしろ積極的に選択したのである。結局、この「請料」のシステムは、藩政期を通じて幕末まで続く。

ここでまず明らかになるのは、藩権力側が、御用物の上納について宰判ごとの問屋による「請料」というありかたにこだわっていないことである。藩側は必要な物品が現物できちんと上納されるならば、請負業者が特に「郡問屋」

である必要はなかったのである。このとき藩権力は、ある宰判について特定の請負業者たる郡問屋が独占して請け負うやり方ではなく、「入札」を行なわせることによって上納が安価に行われる「合理的」なシステムをつくらせようとしていた。それは、「請料」費用の出所が百姓負担の郡村費であることを考えると、郡村費が膨張して百姓負担が増え、年貢上納へ影響することを危惧していたがためであると考えられる。しかしこのとき大庄屋と庄屋中は、藩からの提案を受け入れなかった。ここでは一例のみしかあげなかったが、近世中期以降、藩権力は郡村費が膨張することに對して警戒しており、このことが、後に検討する「郡村費の固定・定法化」へとつながっていく。

二 武家奉公人確保策の実現と郡問屋

次に、萩藩の村方支配の諸政策が実施されるにあたって、郡問屋が政策の実現上重要な担い手として位置付けられている事例を検討する。ここでとりあげるのは享保期にだされた武家奉公人確保策である。

萩藩で享保期以降制度化したものに、郡夫がある。これは、武家奉公人の最下層の部分に、地方から差し出させた労働力をあてるというものである。郡夫には、萩城での雑役にあたる御城郡夫と、江戸・国元で役職についている家臣に武家奉公人としてつけられる萩・江戸郡夫とがあり、地方の負担とされ、各宰判へ高割されていた。特に、萩・江戸郡夫が確保されるにあたっては、郡問屋が大きく関与していた。このことについて、次の史料をみよう。⁽¹¹⁾

一 江戸御参勤之節、御供之御家来中召連候中間奉公人并御留守番手之諸士中召連候中間奉公人共ニ、近年不如意ニ相成、諸士中迷惑仕、第一御供一途之難御間相、只今之通ニ而は不相濟儀ニ付而、段々御詮儀之上諸郡御蔵入・給料共に高式千石ニ付壱人充御役目として出人被仰付候条、於諸在々一家を構候本人百姓を除、一男・三

男等之内を以、地下より差出可申候事

(四か条略、出人の人柄などについての諸規定)

一右之出人は郡々之間屋江先一通り正月中罷出可申候、左候ハ、御供之面々より間屋江可申達候間、於間屋奉公人望帳を拵置、前後之沙汰を以、出人之人数ニ過候ハ、請合申間敷候、左候而右之出人主人何某江奉公人何左衛門をかため候通、間屋承置、二月出替り時分より奉公ニ罷出可申候事

付り、請状等仕候は、其郡々之間屋請人ニ立候様ニ可被申付候事

一中間奉公人不如意ニ付、右之通被仰付事候得は、萩ニ而雇人を以奉公馴候者被指出候儀一切停止ニ被仰付候条

此旨堅相心得候様ニ可被申付候、若相背候は、存知之役人共一廉可被仰付候事

右之廉々を以、出人之沙汰念を入可被申付、已上

戊(享保年中)

十二月

この史料は、江戸参勤に供立する家来の中間奉公人と、国元にいる諸士の中間奉公人とが共に「近年不如意」(人の確保が難しいということか)になり、諸士中が迷惑しているので、諸郡の蔵入地・給領ともに高二千石あたり一人ずつ、役目として人を出すことを仰せ付けるので「本人百姓」を除いた「二男三男」の内で「地下」より差出さない、という趣旨である。この、地方から差し出された者たちは「郡夫」と呼ばれることになる。実はこの以前から、萩藩では武家奉公人について「渡り奉公人」や奉公人賃銀の高騰が問題化しており、その対策として地方よりの出人を武家奉公人に充当しようとしたのである。

この史料は続いて、郡夫となる出人についての諸々の規定が続くが、省略した。ここで特に注目したいのはこの政策における郡問屋の機能と役割がわかる、後ろから二条目である。

地方からの出人は「郡々之間屋」へまず正月中に出ていくことになっている。そこで奉公人の主人たる「御供の面々」より問屋へ申し達しがあるので、問屋では「奉公人望帳」を作成しておき、そして主人何某へ奉公人何左衛門をと「かため」る、とされている。つまり、郡夫として各宰判から実際に人をさしだす際に、郡問屋は、担当の宰判内から萩へ出てきたものについて、止宿させ、帳簿に記録するなどして管理し、奉公先の手配を行うことになっていた。また、請状を作成するときには郡問屋を請人にたてるように、とある。

この法令の最後では、萩において人を雇い、「奉公馴候者」を差し出すことを禁止している。しかしその後実際には、米銀を遣わして郡問屋に萩で人を雇わせ、その者を郡夫として差し出すというあり方が増えて主流となっていく。

享保期の当初のシステム通りであるにせよ、その後の郡問屋による雇用によるありかたにせよ、藩の武家奉公人確保策のなかで、郡夫の取り扱いについて郡問屋が大きく関わっていること自体は藩政期を通じて変わらない。上納の米銀や物品のみならず、現人負担においても、百姓負担が実際に完了するにおいては、宰判ごとに特定された町人、すなわち郡問屋の役割が大きく必要不可欠であった。

三 戸籍帳仕法と郡問屋

萩藩では、安永八（一七七九）年に戸籍帳仕法と呼ばれる政策が打ち出される。そして文政九（一八二六）年に

あらためて「戸籍帳御仕法改」として、同様の政策が打ち出される。実は、この戸籍帳仕法という政策の遂行にあたって、郡問屋が少なからぬ役割を果たしているのである。ここでは、戸籍帳仕法において郡問屋が果たした機能・役割について明らかにし、それをふまえて郡問屋の位置づけについて論じることとする。

萩藩戸籍帳仕法自体については、既に研究がある⁽¹²⁾。この先行研究に依拠して、戸籍帳仕法についてまとめると次のようになる。戸籍帳仕法での戸籍は、各家世帯の家族構成や飼育牛馬を書き上げたものが基本となっている。出生・死亡・縁組・出奔・地下暇による変動が、書き加えや抹消というかたちで記録され、他所への奉公・出稼ぎによる臨時的な異動は、「肩書」として注記をおこなうというかたちで記録される。そして、組ごとの整理、各村浦町ごとの集計が行われ、代官所への提出がなされる。さらに代官所管すなわち宰判内の集計がなされ、郡奉行所へ提出される。また、戸籍帳における記載をもとにして、本籍を離れて移動する奉公人・出稼ぎ人について、「送り状」による統制を加えようとするものでもあった。具体的には次のようである。他所へ奉公・出稼ぎに出ようとする者は、畔頭へ届け、庄屋からの「送り状」を取らねばならなかった。そして奉公先に着き次第、その庄屋・町年寄に「送り状」を提出した。それをもとに庄屋・町年寄は帳簿を作成し、奉公人・出稼ぎ人の把握を行った。戸籍帳仕法は、戸口調査・増減の把握を従前の人別改よりも精緻に行うことと、奉公人・出稼ぎ人などの、郷里を離れ移動する人々の統制とに主眼がある政策であった。

前述のように、戸籍帳仕法は、安永期に打ち出されたのち、文政期に再度あらためて打ち出されている。両者の違いはどのあたりにあるのか確定するのは容易ではなく、現在のところ十分に果たし得ていない。しかし一つ確実なこととして、安永の仕法では確認されないが、文政の仕法において確認されることがある。文政の戸籍帳仕法に

おいては、郡問屋が小さからぬ役割を果たしていることが確認できる。次の史料をみよう。⁽¹³⁾

一 送り状板行之事

但、於御代官所兼而数枚押調、村々庄屋等江渡方之事

右之送状本人令所持、行先萩ニ而は郡問屋、諸郡ニ而は庄屋・町年寄元江付届可申候、右役座・問屋共方江送り状預り置、年限無遺失其者を古郷江戻し候様可遂心遣候、送り状は其節取帰らせ、畔頭元江可差出事

付り、於萩諸郡之問屋ニ而は諸庄屋中之相印を取置、奉公人帳を拵置、奉公先并年限を記置、年限満し候ハ、無緩帰郷致せ、御代官所可相届事

付り、於諸郡も右躰同様年限満し帰郷致させ候ハ、在所之役人江可令通達事

一 諸士又内外町家ニ而も奉公人召抱候時主人々は諸郡之問屋々々聞合、無相違ニおるてハ町地方其外ニて相應之宿請を取せ召抱候様被仰付候、尤召抱候主人より聞合之剪紙、板行を以問屋方ニ而調之、問屋名前を書入置、庄屋送り状引替ニして奉公様之もの江渡之、其者主取之上主家之名前を居へ来候ハ、問屋名下江印形を調、来使江差返可申候、尤主人取替候時は先主構ひ有毎之段問屋トして取札可申事

付り、奉公人主取之上差合等有之、名を替候共其主家のミの事ニ而送り状之名を改申間敷候、惣而暫時他所江出居候内名替無用之事

(略)

子十一月

これは、文政戸籍帳仕法の一件記録から、奉公人・出稼ぎ人の「送り状」の作法に関する部分を抜き出したもの

である。本籍を離れて他所へ奉公・出稼ぎに出ようとする者は、庄屋・年寄による「送り状」を取り、行き先へ持参し、届け出を行わなければならない。そこで注目しておきたいのは、「行先萩ニ而は郡問屋、諸郡ニ而は庄屋・町年寄元江付届可申」、すなわち行き先が萩の場合には郡問屋、以外の諸郡の場合には庄屋・町年寄に対して届け出を行うことになっており、奉公人の「送り状」について郡問屋が関与する点である。

「送り状」の作法について史料から整理すると次のようになる。①本籍を離れ、他所へ奉公・出稼ぎに出ようとする者は畔頭を通して庄屋より「送り状」を取る。萩に出た奉公人は「送り状」を郡問屋のもとに持参し届け出を行う。②萩において郡問屋は、「諸庄屋中之相印を取置」（これは「送り状」における印と照合するためではないか）、「送り状」を預り置き、それと「引替ニ」「剪紙」（別の史料によれば、その文言は「何才判何村何某何男・娘名前当何年可召抱候、相違無之哉之事」である。さらに「問屋名前を書入置」いてある。これはそのまま奉公先主人から郡問屋への問い合わせ状として機能するものであった）を「奉公稼之もの江渡」す。奉公人は、奉公先の主人へそれを提出する。③一方、奉公先の主人の側では、奉公人を召し抱える際にその身元について郡問屋へ「聞合之剪紙」によって問い合わせ、相違ない場合に、宿・請人を取らせて召し抱えることになっている。主人は「聞合之剪紙」を郡問屋のもとに送り、郡問屋は「問屋名下江印形を調」、来使（奉公先の主人よりの使いの者）へ返す。④この時郡問屋は「奉公人帳」を作成し奉公先と期限を記録しておく。そして期限がきたならば奉公・出稼ぎ人をその郷里へ帰し、代官所に届け出を行う。その際帰郷する奉公人・出稼ぎ人に「送り状は取帰らせ」、「畔頭元江」「差出」させる。また、史料の別の個所には、「送り状之案安永八年ニも有之候へ共、認方・猶於萩郡問屋聞合・切紙等新ニ僉儀仕候」とあり、ここから「送り状」自体は安永の仕法にも存在したが、送り状の「認方」や、萩においては郡問

屋が「聞合」つまりは奉公・出稼ぎ人の身元照会に關与すること、その際「切（剪）紙」を使用することなどについては新たに（文政戸籍帳仕法の際に）決められたことがわかる。

また、別の史料から「諸郡之間屋共為申談」、すなわち郡問屋相互の相談のために、郡問屋の内、岩本宇兵衛・町田金藏・中嶋久左衛門の三名が「肝煎」にされたことがわかる。ただし、「町田金藏病氣之由ニ付被差除、右代り舟木問屋河村清兵衛於舟木御代官所ニ御申付」と別の個所にあり、町田に代って河村清兵衛が「肝煎」として活動している。「肝煎」たる岩本・中嶋・河村の三名は、戸籍帳仕法の実施にあたって、他領・支藩領・給領の百姓の場合にはどうするのかなどについて伺いをたてるなどしている。

以上みてきたように、在方から城下町萩へ奉公・出稼ぎに出てくる者について、郡問屋が身元照会・帰郷の管理といった業務を担当していたことが確認できる。しかしなぜ奉公先が萩である場合に、「送り状」の持参・届け出先が行き先の町年寄などではなく、奉公・出稼ぎ人の出所と関わりのある郡問屋であるのか、その理由を記している個所は見受けられない。ただ、宰判（村々）に關する多種多様の業務を請け負い、なにかと宰判と関わりの深い郡問屋という存在があり、彼らは奉公人・出稼ぎ人の身元照会・帰郷の管理を執り行わせるに誠に都合がよい存在であったことは推察される。また、地方から他の地方への奉公・出稼ぎ人に比べて、城下町へのその管理については詳細な規定があり、加えて郡問屋といった、役人ではない特殊な存在の活用がみられるということは、当時城下町萩へ流入する者の管理・統制が藩権力にとってかなり重要な課題であったことをうかがわせる。

四 萩藩天明民政改革と郡問屋

萩藩においては、天明六（一七八六）年に行政改革をともなう財政改革が断行された。これは臨時法を含むものの、地方支配について、支配機構のあり方から大きく改変するものであり、郡問屋に対しても多大な影響を及ぼすものであった。ここでは、天明仕法替や郡村費について先行研究を参照しつつ、郡問屋に關わる史料を検討し、郡問屋とそれら天明期の改革との關係についてみてゆこう。

「天明仕法替は、宝曆検地の増徴・郡村費の膨張が、百姓成立と矛盾しているとの認識から、勘場体制の改変、と郡村費の「合理化」をはかろうとするものであった。」そして、勘場体制の改変と、郡村費の「合理化」とは、いずれも郡問屋に対して影響を及ぼすものであった。

まず勘場（代官所）体制の改変についてみておこう。それは、「寄せ宰判」といわれるごとく、十七宰判（代官各一）を二、三宰判ずつにまとめ、代官を七名に削減することを中心とするもので、代官は基本的に在萩とされ、さらに代官の下役人や、大庄屋以下の勘場地下役人の削減がなされ、村では山廻りの廃止などがなされるという、人員削減の目立ってみられる行政改革であった。「諸役人の定員削減と役料・扶持の歩引によって財政支出が減るのと、諸役人の在出による郡村費が減少するのとの両方が狙われている」。郡問屋もまた、それまでは代官による支配の枠組であるところの宰判ごとに一人ずつ置かれていたのであるが、このときに勘場体制の改変にもなつて、つぎのようにありかたを変えねばならなかった。

萩御用達問屋之儀、御代官一支配切ニして七人ニ相定、恩米是迄之三宰判分ハ拾六石、式才判分ハ拾三石相立可

被申、左候時ハ地下江之飛脚等をも催相ニ而差越、造佐入劣り便利宜有之候条、有懸り問屋壹ヶ年切輪番等ニ而相勤させ候事⁽¹⁶⁾

この文意は次のようである。「萩御用達問屋（郡問屋）は、「代官一支配」ごとに（一人）ということにして七人とし、郡問屋に支給される恩米は、担当区域が仕法替以前の三宰判分である場合は一六石、二宰判分である場合は一三石とする。そのようにしたならば、地下とやりとりする飛脚などについて、「催相ニ而」すなわち共同で「差越」することになり、費用が減少し良いであろう、「有懸り」すなわち従来からの「問屋」を一年ごとの輪番などで勤めさせる。

これは、宰判をまとめて郡問屋の数を削減し、さらに支給される恩米を総額ではおそらく削減するといった、人員とそれへの支給のカットを行い、なおかつそのことによって飛脚の差し越しなどの共同化を促し、諸費用を減少させようという「合理化」である。また、従来からの郡問屋を一年ずつの回り持ちなどで勤めさせる、としており、これまでは宰判ごとに特定の間屋が継続して長期に勤めるというありかたから変えている。このことは支配地域たる宰判と郡問屋との結びつきを弱めることにもつながると考えられる。

萩藩天明期の勤場体制の改変、「寄せ宰判」は、臨時法として位置づけられていたものであったため、その期限の寛政二（一七九〇）年に仕法替以前の通りに戻された。諸役人の削減は、収納される年貢の質の低下などの事態を招いたといわれる。郡問屋について、史料には次のよう⁽¹⁷⁾にある。

本書付り書共申出之通

一 諸郡問屋之儀、是迄寄才判ニして年番ニ被仰付来り候処ニ、向後之儀才判別問屋無之候ハ而ハ不相濟儀ニ付、恩

米已前之通可被立下候事

(略)

(寛政三) 亥正月

御代官中

寛政三(一七九一)年正月のものと推測される代官中の上申書より引用した。この史料では肩書き(引用一行目)に上申に対する藩からの回答が記されている。これによれば郡問屋について、以前の通りに戻す沙汰がなされるに際して、代官中の申し出があつて認められたのである。代官の数とその支配の枠組たる宰判の数とが、元の十七に戻るに際して「向後之儀才判別問屋無之候ハ而ハ不相濟儀ニ付」と、郡問屋が、宰判ごとに存在しなければ支配は成り立たないとされている。また、恩米についても仕法替以前の通りに支給されることになった。結局のところ、「地下江之飛脚等をも催相ニ而差越」というような「合理化」の期待はかなわなかつた。このことは、地方支配における郡問屋の役割が、容易に「合理化」し得ない重要性をもっていたことを示しているよう。

もう一方の郡村費の「合理化」と郡問屋の関係については、郡村費について先行の研究以上の独自の分析を行っていないために、軽く触れるにとどめる。天明の仕法替では、百姓が、宰判レベル(郡費、「郡配当」と村レベル(村費、「弥延米」とでそれぞれ負担していた郡村費について、大きな改革がおこなわれた。このとき郡村費は、その費目と額の削減と固定がなされて「定法化」され、このことによつて予算化と膨張の阻止とが図られた。郡村費の低減は以前からの政策的課題で、これに関することは、各種法令に散見される事柄であったが、ようやくこのとき一定の成果を上げ得たようである。

郡村費が固定・定法化されるということは、郡村費から百姓負担で郡問屋に支払われる米銀についても基本的に

は固定・定額化されることを意味する。つまり、郡問屋が宰判以下諸村から恩米・給銀、もしくは必要経費として受け取る(引き出す)米銀が膨張することに対して一定の歯止めがかかることになる。郡問屋に支払われる恩米について、宝暦期以降の法令に多く見られ、定額化の試みが従来から存在したが、このときある程度の成果をみたいえよう。

五 留置所設置政策と郡問屋

これまでみてきたように、郡問屋が村方の郡村費から米銀を受け取るについて、恩米ほかの平時、定期的なものは、郡村費の「定法化」により規制をうけることとなった。しかし、郡問屋が村方から米銀を受け取る機会は、平時、定期的なものばかりではなく、非常時・臨時的なものもある。たとえば、城下における村人の吟味・取り調べに關する仕事である。

天保十(一八四〇)年に萩藩は評定所を常設とし、裁判の機能を充実させた。⁽¹⁸⁾そしてそれにともない、天保十三(一八四二)年、常設の留置所である「溜」舎を設置することにした。

御窮・掛り相等ニ付諸郡より萩連出シ被仰付もの共、又ハ奉公稼其外ニて爰元罷出居候者共之中、盜衒其外悪事セしめ候者相捕次第問屋へ預ケ親類組合番等被仰付来候処、諸雜費不容易、其もの老人之罪を以多人数及迷惑、数日農業ニ怠り、終ニ八年貢未進ニも立至り、長引候内ニハ間々取逃し御咎を蒙り候様ニも相成、従来地・町之者共不尋常令難浚候趣連々相聞、且又御僉儀中之諸雜費ニ恐、親子兄弟殺害ニ逢ひ候而も隠し、内濟セしめ候もの共も間々有之、第一御政道不相立難被捨置儀ニ付、此度厚キ御詮儀之趣有之、御客屋会処脇町貸家御買上ケ、溜

仕調被仰付、前断御僉儀半途之者とも向後之儀ハ不残右溜江受置、為番人目明并手先躰之者被付置、御国中江懸ケ候而ハ漸々多人數ニも相成候事ニ付、扶持方其外諸雜費之儀は年々町方・諸郡割符被仰付候、尚又土地御買上ケ溜仕調一件入目之儀も町方・諸郡割符ニ而差出候様被仰付候事、右之通御沙汰相成候上、可有其御沙汰候、已上

(天保十三) 寅十二月八日

御代官中様

(宛、下略)⁽¹⁹⁾

(郡奉行) 香川作兵衛

この内容は、取り調べや係争中などで城下萩への出頭を命じられた者、または奉公稼ぎその他のために萩へ出てきている者で盗みその他の悪事を働いた者で、番人をつけて監視しておかねばならないような者について（この史料の後部では「御僉儀半途の者」と表現されている、すなわち容疑者や未決人について）は、今後は取り調べが終了し沙汰があるまで、残らずこの度設置する「溜」へ引き受け入れておくことにし、番人として目明かしとその手先を付けておく、というものである。以前は郡問屋へ預け、そこで親類組合から番人をつけておくというあり方であったものを改めることにしたのである。また、この従来のある方を否定する理由については、費用（問屋には滞在中の賄代その他を支払わねばならない）がかかりすぎるといふ問題があり、それによって番人（「親類組合番」となる者に迷惑がかかる（農業と年貢納入への支障、取り逃がした時に咎を受ける）という問題と、殺人さえも「内濟」にさせることが横行し「御政道不相立」事態とみえる、という問題をひきおこしていると述べられている。ここで、「親類組合番」とはいえ、実際には地方の負担で番人を雇用していた事例が多いとみえることや、盗み等はと

もかく殺人についての「内済」とは実際のところどうであったのか、といった疑問や検討すべき課題は残る。しかし少なくとも「問屋預」のような民間に任せているシステムが、藩権力にとって、費用コストの面だけではない不都合きわまらない問題を生じているとの認識があることは確実であろう。

以前からの問屋預かりのシステムは、城下町において「村預かり」を、城下町町人郡問屋への依存によって、全くそのままとはいえないにせよ実現させるものといえよう。これは、結局のところ宰判―村という支配の枠組みと村のシステムによる村の支配のあり方を村を離れた城下町にまで敷衍したものと考えられる。あくまでも村支配の問題として考えるものである。このことは、番人の基本の形を、実態は如何にせよ、親類組合番としているところからうかがうことができる。

それに対し、天保「溜」設置政策においては、番人の目明かし・手先の扶持方米と諸経費、そして「溜」の土地の買い上げと設置資金を、「町方・諸郡割符」、すなわち城下町と地方の村々、つまりは藩領国全体に割りかけて差し出しを仰せつける、とある。これは大変重要である。まず、城下町において監視の下で留め置かなくてはならない者の問題を、村支配の問題としてだけでなく城下町都市の問題・藩領国全体の問題としてとらえたということではないか。そしてさらに問屋預かりをやめて「溜」と目明かし・手先の番人とする際に宰判ごとに目明かし・手先の番人を何人か立てて出すという人数のかたちではなく、扶持方と諸雑費という費用の問題としたことは、「多人数」にしないという「合理化」とともに、宰判以下地域との結びつきの強いあり方において、郡問屋にとってかわり、今度は目明かし・手先が結びつきを持つというあり方を防ぐという意味をもったとはいえないか。

実は、萩藩では延享四（一七四七）年に「御究懸之者居所」として「会所新長屋」という留置所を設置するとい

う政策をうちだしている。⁽²⁰⁾ ここでは「会所新長屋」設置の主な理由は、番人を減少させるためとされていた。ただし、こちらでは收容者の世話などは郡問屋を通して行うことになっており、郡問屋の関与は否定されていない。いふならば、この延享期の政策の段階では、城下町における地方問題の専門業者たる郡問屋への依存という問題自体は踏み込めていない。そのうえ、管見の限り前掲の史料を含めて他の天保期までの史料に「会所新長屋」はみうけられない。ゆえに「会所新長屋」仕法は実効性をもたなかったか、もしくは早々に潰え去ったと考えられる。それに比べ、天保期の「溜」設置政策は、郡問屋へ依存したシステムからの脱却をはかるもので、その徹底性は明らかであろう。

おわりに

以上みてきたように、萩藩領の村方支配において、支配の実務を請け負う城下町町人「郡問屋」は、様々な機能と役割を有していた。それぞれの詳細については本論に譲りここではまとめないが、領主権力と村々との間にあり、城下町に拠点を置いて村支配の仕事をする、彼らなくして萩藩の村方支配は成り立たないといえる。また、享保以降の武家奉公人確保策や文政戸籍帳仕法にみられるように藩権力の側から政策の実現のために明確な位置づけがなされている事例は、類例がなく、地域差によるものだとしても注目に値するであろう。領主でも百姓でもないという位置付けのあいまいさはあるものの、その重要性和多機能ぶりから支配機関の一つとして捉えても良いのではないかと思われる。

本稿は、支配の実務を請け負う都市町人に関する先行研究の弱点であるところの、領主権力との関係という点に

焦点を当てて論じた。その結果、以下のような像を得ることができた。萩藩においては、おそらく年貢収取と拮抗するとの理由で藩権力が郡村費の低減を企図し、ゆえに宰判・村方から郡問屋に支払われる米銀の低減を目論むが、領主側でも百姓側でもない町人郡問屋の「請負」による活動を適切に評価できていないためか実効のある規制をかけることができないでいた。郡問屋について規制を加え、ときに排除さえ可能になったのは、天保期の溜舎設置政策に特に顕著なように、近世においてつくりあげた支配のシステム自体を部分的にあきらめて変更したときであった。

本稿は郡問屋に力点を置いたため、政策や改革自体の検討に不十分な点があり、藩政策史としては点と線のようなもので物足りなさがあるが、郡問屋のような政策の実現・実務の担い手に注目することによる藩政策史の可能性を示すことができたのではなからうか。

支配の実務を請け負う都市町人の研究として今後課題とすべきことは多い。以下に三点のみに絞って述べる。第一に、本稿は藩権力との関係を視角を限定して論じたため、村方支配における郡問屋の諸機能の一部しか取り上げることができなかった。先行研究で明らかになっていることに類似するものを含めて郡問屋の機能の全体像を描き出す機会が必要である。第二に、郡問屋を含めた諸存在間の関係について分析が必要である。たとえば、郡問屋と宰判・村との関係については、支配の諸機能と米銀の流れとの関係から論じることができる。また、宰判ごとに一人の郡問屋が設置されているが、郡問屋どうしの関係において競合や協同は見いだせるのか否か。領主権力との関係について、宰判という地域を担当する代官と郡奉行所を分けて考えることが必要な場合もあるのではないか。第三に、郡問屋について時期を遡って考察することはできないか。管見の限り、郡問屋に関する史料で最古のものは

元禄年間のものである。史料的な制約が大きい村支配の実務を特定の町人に請け負わせるという体制の成立について、ぜひとも明らかにしたいものである。以上で述べなかつたものも含めて課題をひとつひとつ克服していくことが近世の支配構造の解明につながるはずである。今後検討を深めていきたい。

註

- (1) 村田路人「用聞の諸機能と近世的支配の特質」(『京都橘女子大学研究紀要』一七、一九九〇年)、同「役の実現機構と夫頭・用聞の役割」(『日本史研究』三四九、一九九一年九月)(以上は村田路人「近世広域支配の研究」大阪大学出版会、一九九五年所収)岩城卓二「大坂町奉行所と用達」(『日本史研究』三四九、一九九一年九月)、同「近世村落の展開と支配構造」(『日本史研究』三五五、一九九二年三月)など。
- (2) 岩城卓二「御用」請負人と近世社会」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第四七集、一九九三年)、同「近世領主支配と村役人・郷宿・下級役人」(久留島浩・吉田伸之編「近世の社会的権力」山川出版社、一九九六年)
- (3) 拙稿「萩藩の「郡問屋」について——村落支配における都市問屋の役割・存在形態——」(『瀬戸内海地域史研究』第七輯、文献出版、一九九九年七月)
- (4) 岩城卓二「畿内・近国支配構造研究の課題——非領国論・幕府領国論・支配国論が提起したもの——」(『歴史科学』一七三、二〇〇三年六月)
- (5) 石川卓美「防長歴史用語辞典」(マツノ書店、一九八六年)、山口県文書館編「山口県近世史研究要覧」(マツノ書店、一九七六年)
- (6) 田中誠二「近世の検地と年貢」(塙書房、一九九六年)、第七章・第八章
- (7) たとえば、村人の吟味・裁判の費用は、当該人の居住村から出されるのが基本で、諸経費は村から直に郡問屋に渡る。
- (8) 山口県文書館所蔵毛利家文庫継立原書二八「諸郡御代官中申談之上地方之心得」

- (9) 毛利家文庫四〇法令一五九(一一)「御書附其外後規要集 十」(山口県文書館編『山口県史料 近世編法制下』一九七七年、三六四～三六五頁掲載)
- (10) 本稿で分析対象とするのは萩の間屋であるが、宰判ごとの間屋が萩の他に山口町と宮市におかれていることがある。各宰判の間屋が必ず萩におかれているいっぽう、他の間屋は置かれていない宰判もある。村方の史料では「山口間屋」、「宮市間屋」と呼ばれている。「宮市間屋」は、註(9)史料では、近くの三田尻の藩の船倉への御用物上納の「請料」を担当していた。本稿では分析できないが、山口や宮市の間屋は、萩間屋ほどには多種多様ではないものの、それぞれの町場において宰判・村のための仕事をしているという存在ではなからうか。
- (11) 毛利家文庫四〇法令一三五(二六)「諸御書付二十八冊 二十五」
- (12) 石風呂知典「萩藩に於ける人別改の展開とその性格」(『山口県地方史研究』六二、一九八九年)、と石川敦彦(論文評)「(山口県地方史研究)六七、一九九二年」をあわせて参照のこと。
- (13) 山口県文書館所蔵県庁伝来旧藩記録等二四八「(文政九年) 戸籍一件控」
- (14) 県庁伝来旧藩記録等二四四「戸籍御根帳 一二」
- (15) 田中誠二「近世の検地と年貢」(塙書房、一九九六年)、第八章
- (16) 毛利家文庫九諸省一二一(一)「諸郡寄宰判猶以前被差戻候諸沙汰一件」一
- (17) 毛利家文庫九諸省一二一(三)「諸郡寄宰判猶以前被差戻候諸沙汰一件」三
- (18) 萩市史編纂委員会編『萩市史 第一巻』(萩市、一九八三年)
- (19) 毛利家文庫九諸省一三八「諸郡御代官廻状継立之内廉有分書抜 四」
- (20) 毛利家文庫四〇法令一五九(七)「御書附其外後規要集 六」(山口県文書館編『山口県史料 近世編法制下』一九七七年、二〇〇～二〇二頁掲載)

SUMMARY

**The Development of Local Administrative Policy in
Hagi Clan and the Role of the Merchants in the Castle town**

Hirofumi KATÔ

Regarding the village administration in early-modern Japan, merchants were given an authority from the lords to control the village. Immensely involving in the administration, they did not attach to the lords, or to the peasants who were under the administration.

This paper studies the function and the role of "Gun-doiya" (郡問屋), merchants in the castle town were granted the "contract" to actualize the control in the territory of the Hagi clan, in the village administration. It discusses about the characteristic of village administration in the early modern period, that depended on the "contract" of these merchants. Using manuscript of the lords of Hagi clan as a main source, it focuses on the relation of "Gun-doiya" of Hagi-clan with their lords, and clarify their role in the policy-making of village administration within the domain. Consequently, it will discuss the process of the administration by focusing on the "Gun-doiya".

This paper analyses various functions of "Gun-doiya". For example, working as agents in collecting taxes for the lord, reserving servants for Bushi, making the census law, reforming civil affairs in the Hagi clan in the end of the eighteenth century, and settling lockups in a castle town of Hagi in the middle of the nineteenth century. It also studies their relation with the feudal authority. The result of the studies can be described below.

"Gun-doiya" of Hagi clan had implemented many kinds of works in the village administration. Some includes the work like actualizing administrative policies. Thus, it can be said that the role of "Gun-doiya" was indispensable in the village administration.

Due to the rival over gavel collections, the authority of the Hagi clan planned to reduce the burden of the peasants except the gavel-paying, and tried to reduce rice tax the peasants had to pay to Gun-doiya. However, the government failed to realize the significance of

Gun-doiya who were not either on the lord's side or the peasant's side, and who were granted "contracts". So they failed to regulate effective rules. The reason why the government was able to eliminate Gun-doiya and the rules about them is because there was a partial change in the administrative system in the clan in the early-modern period. This change can be clearly seen in the policy of settling the lockups in the castle town of Hagi in the middle of the nineteenth century.

キーワード：城下町町人，萩藩，村支配，請負，政策の実現